

委員会発案第6号

新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすることを国に求める意見書の提出について

新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすることを国に求める意見書（案）を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年12月18日提出

由利本荘市議会議長 三浦秀雄様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 小松浩一

(別紙)

新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすることを国に求める意見書（案）

政府は、2025年に向けて医療機能ごとの医療需要と病床必要量を推計する地域医療構想を各都道府県に策定させた。秋田県でも平成28年10月、国が示すガイドラインに沿って秋田県地域医療構想を策定した。ガイドラインでは全国の一般病床を4つに機能分化し、その中で急性期病床は必要病床を59万床から40万床に約19万床削減、秋田県では約6千床を3千床に削減する計画となっている。

ところが、この地域医療構想の中では、新型コロナウイルスのようなパンデミックを引き起こす感染症対策は考慮されていない必要病床数となっている。当然ながらパンデミックと同時進行で一般の疾病を診ることなども全く想定外である。

SARSやMERSなどの感染症を教訓に、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の策定を各都道府県に促した。秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年1月）では、感染がパンデミックとなった場合、入院患者数が4,400～16,600人、医療機関受診者数は10万～20万人に及ぶと推計している。このたびの新型コロナウイルス感染症ではこのような感染爆発は避けられているものの、新興ウイルスではこの規模で収まるかどうかは全く未知数である。これらを見ても、地域医療構想を新型コロナウイルス感染症や、今後の新興インフルエンザ感染症対策なども考慮し抜本的に見直すことがどうしても必要である。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症病床対策を含めた地域医療構想に見直しすること。

令和2年12月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 三浦 秀雄